

議案第 22 号

北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱
の制定について

北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求めらる。

令和6年4月30日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱(令和2年北栄町教育委員会訓令第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成対象者)</p> <p>第4条 この要綱による対象者は、フリースクールに通う児童生徒の保護者で、次に掲げる各号の規定のいずれも満たす者とする。(以下、「助成対象者」という。)</p> <p>(1)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第4条 この要綱による対象者は、フリースクールに通う児童生徒の保護者で、次に掲げる各号の規定のいずれも満たす者とする。(以下、「助成対象者」という。)</p> <p>(1) <u>都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、257,500円未満の世帯であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

議案第 23 号

北栄町出産・子育て応援交付金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町出産・子育て応援交付金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 6 年 4 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町出産・子育て応援給付金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町出産・子育て応援給付金交付要綱(令和5年北栄町告示第27号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第3条関係) 子育て応援ギフトに関すること			別表第2(第3条関係) 子育て応援ギフトに関すること		
	A 支給養育者	B略		A 支給養育者	B略
ア略	略	略	ア略	略	略
イ略	略		イ略	略	
ウ 申請時期	支給要件を満たした日からおおむね対象児童が生後4か月を迎えるまで、対象児童が死亡した場合は出生届日から4か月を迎える日まで。ただし、災害その他支給対象者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内とし、この場合において、対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日(令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日)	略	ウ 申請時期	支給要件を満たした日から概ね対象児童が生後4か月を迎えるまで、対象児童が死亡した場合は出生届日から4か月を迎える日まで。ただし、災害その他支給対象者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内とし、この場合においても、対象児童が3歳に達する日の前日を限度とする。	略

<p>を限度とする。</p>	
<p>備考</p> <p>1 子育て応援ギフトにおいて、次のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、及び同号に規定する障害児入所施設等の設置者</p> <p>(2) 法人</p>	<p>備考</p> <p>1 子育て応援ギフトにおいて、次のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者</p> <p>(2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者</p> <p>(3) 法人</p>

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 24 号

小・中学校主任等の任命について

次の者を小・中学校主任等に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 6 年 4 月 3 0 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

令和6年度北栄町立小・中学校主任等

分 掌 名	北条小学校	大栄小学校
	氏 名	氏 名
教務主任	森脇 慶子	松本 千恵
第1学年主任	三好 春絵	櫻井 志津恵
第2学年主任	福光 久美子	生田 智子
第3学年主任	名越 潤	中波 優子
第4学年主任	田中 伸二	中村 諭子
第5学年主任	秋山 武士	佃 涼子
第6学年主任	好川 功	浦木 陽子
保健体育主事	好川 功	山根 義孝
人権教育主任	横山 明美	清水 伸哉
生徒指導主任	松本 幸治	佃 涼子
司書教諭	有元 理紗	中村 諭子
安全衛生推進者	濱家 功	徳永 正樹
防火管理者	濱家 功	小田 信之

分 掌 名	北条中学校	大栄中学校
	氏 名	氏 名
教務主任	六尾 文憲	横山 義紀
第1学年主任	足羽 進一	徳井 和栄
第2学年主任	背戸 靖俊	内川 あゆみ
第3学年主任	池口 千奈美	濱田 壮一
保健体育主事	飯田 優里	妻由 愛
人権教育主任	神谷 哲信	伊藤 恵
生徒指導主事	岩成 智彦	齊木 勇輝
進路指導主事	松田 朋也	福本 奈津季
司書教諭	池口 千奈美	内川 あゆみ
安全衛生推進者	眞山 元樹	妙泉 直子
防火管理者	眞山 元樹	妙泉 直子

任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【参考資料】

●北栄町立小学校及び中学校管理規則（抜粋）

（教務主任等）

第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事及び人権教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 保健体育主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び児童又は生徒の体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 人権教育主任は、校長の監督を受け、学校における人権教育に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 第1項に規定する主任及び主事は、当該学校の教諭(保健体育主事にあつては、教諭又は養護教諭)の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（生徒指導主事）

第27条 中学校に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 生徒指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（進路指導主事）

第28条 中学校に、進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 進路指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて教育委員会がこれを命ずる。

（その他の主任等）

第29条 この規則に定めるもののほか、学校に、必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長がこれを命ずる。

（主任等の任期）

第34条 第26条から第31条までに定める主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 学年の途中で主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

（衛生推進者）

第34条の2 学校に衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、校長の監督を受け、職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事項、健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事項をつかさどる。
- 3 衛生推進者は、当該学校の教頭又は教諭の中から校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（学校評議員）

第36条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものとする。

（防火管理者）

第59条 学校に防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、教頭をもって充て、教育委員会が命ずる。

- 3 教頭をもって防火管理者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聴いて、他の教諭をもってこれに充てることができる。
- 4 防火管理者は、校長の監督を受け消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に定める防火管理上必要な業務を行う。

議案第 25 号

北栄町スポーツ推進審議会委員の任命について

次の者を北栄町スポーツ推進審議会委員に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

令和6年4月30日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町スポーツ推進審議会委員名簿

番号	氏名	備考
1	山根 由美子	北栄町スポーツ推進委員協議会 一般財団法人北栄スポーツクラブ
2	齋尾 智恵里	北栄町スポーツ推進委員協議会
3	井上 裕子	北栄町スポーツ推進委員協議会
4	横山 敬道	北栄町スポーツ推進委員協議会
5	林 邦臣	一般財団法人北栄スポーツクラブ
6	荒木 啓子	一般財団法人北栄スポーツクラブ
7	濱家 功	北条小学校
8	妙泉 直子	大栄中学校

委嘱期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 26 号

北栄町教育行政評価委員の委嘱について

次の者を北栄町教育行政評価委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 6 年 4 月 3 0 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

令和 6 年度北栄町教育行政評価委員

氏 名	住 所	備 考
のつ しんじ 野津 伸治		鳥取短期大学教授
にしむら ふみのぶ 西村 文伸		(地域)
ふくみつ えつこ 福光 悦子		(保護者)

任 期 令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 0 日まで

【参考資料】

●北栄町教育行政評価委員会設置要綱

(組織)

第3条 委員会は、委員3名をもって組織する。

2 委員は、学識経験のあるものから北栄町教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

議案第 27 号

北栄町部活動のあり方検討委員の委嘱について

次の者を北栄町部活動のあり方検討委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 6 年 4 月 3 0 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

令和 6 年度北栄町部活動のあり方検討委員

No.	氏名	所属
1	萬 章夫	北条中学校長
2	岩成 智彦	北条中学校教諭
3	山下 有司	大栄中学校長
4	牧田 隼	大栄中学校教諭
5	山根 雄一	北栄スポーツクラブ

任 期 令和 6 年 5 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日

議案第 28 号

こども園評議員の委嘱について

次の者をこども園評議員に委嘱したいので、北栄町立認定こども園管理運営規則第 28 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 6 年 4 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

令和6年度 こども園評議員名簿

学校名：北栄町立北条こども園		
学校評議員名	住所	備考
濱根 二三雄	北栄町松神841	元小学校長 通学区域教育に関する理解及び見識を有する者
井上 勝枝	北栄町国坂212	元北栄町立こども園 園長
岡 裕一	北栄町下神193-1	元北条なかよし学級
濱家 功	北栄町国坂680	北条小学校 教頭
谷本 靖彦	北栄町曲550-2	北条こども園 PTA会長

学校名：北栄町立大誠こども園		
学校評議員名	住所	備考
福井 和栄	北栄町西園185-87	元北条小学校 校長
徳永 正樹	北栄町由良宿213(大栄小学校)	大栄小学校 教頭
金山 英文	北栄町瀬戸36-2	北栄町社会福祉協議会介護支援課長
田中 英伸	北栄町田井46-2(シルバー人材センター)	北栄町シルバー人材センター事務局長
亀山 佳員	北栄町西園1209-1	大誠こども園 PTA会長

学校名：北栄町立由良こども園		
学校評議員名	住所	備考
飛川 みゆき	北栄町大谷2098	元北栄町立こども園 園長
徳永 正樹	北栄町由良宿213	大栄小学校 教頭
山本 美樹	北栄町由良宿 1123-6	中央高等学園専修学校教師
井川 敦雄	北栄町由良宿1561	大栄中校区学校運営協議会委員
中原 克也	北栄町由良宿620-15	由良こども園 PTA会長

学校名：北栄町立大谷こども園		
学校評議員名	住所	備考
福山 直子	北栄町大谷1279	地域有識者
遠藤 万里子	北栄町亀谷269	元大谷保育所長
酒田 康幸	北栄町大谷	大谷自治会長
梅津 史雅	北栄町大谷1350	大谷こども園 PTA会長
徳永 正樹	北栄町由良宿213	大栄小学校 教頭

任期 令和6年5月1日～令和7年3月31日

議案第 29 号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

令和6年4月30日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏名	所属等	構成等
1	小田 信之	大栄小学校代表	学校教育関係者
2	萬 章夫	北条中学校代表	学校教育関係者
3	田中 幸世	北条小学校PTA代表	社会教育関係者
4	井上 阿佑美	大栄中学校PTA代表	社会教育関係者
7	別本 勝美	文化団体代表	社会教育関係者

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

【参考資料】

●北栄町社会教育委員に関する条例 抜粋

(定数)

第3条 委員の定数は、12 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 30 号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 6 年 4 月 3 0 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員

番号	氏 名	所 属 等
1	脇坂 みどり	女性団体連絡協議会代表
2	田中 陽子	老人クラブ連合代表

任 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

【参考】

○北栄町歴史民俗資料館運営委員会規則（抜粋）

（組織）

第 3 条 委員会の委員の定数は、10 人以内とし、委員は、教育委員会が次に掲げる者の中から委嘱する。

（1）町文化財保護委員代表（2）自治会長会代表（3）青年女性代表（4）高齢者代表（5）学識経験者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

議案第 31 号

北栄町隣保館運営審議会委員及び北栄町児童館運営委員会委員の
委嘱について

次の者を北栄町隣保館運営審議会委員及び北栄町児童館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 6 年 4 月 3 0 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町隣保館運営審議会委員兼北栄町児童館運営委員会委員

番号	氏 名	所 属 等
1	中口 義和	自治会長会代表
3	助谷 真登	東亀谷自治会長
6	松本 八千代	北栄町幼児教育研究会会長
7	田中 世都子	小学校 P T A 代表
8	永見 直樹	中学校 P T A 代表

任 期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

【参考資料】

●北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例 抜粋
(運営審議会)

第6条 隣保館の適正な運営を図るため、隣保館に運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、15人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

●北栄町児童館の設置及び管理に関する条例 抜粋
(児童館運営委員会)

第7条 児童館の適正な運営を図るため、各児童館に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員の定数は、15人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 32 号

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会の北栄町教育委員会が選出する採択協議会委員の承認について

令和7年度から使用する中学校教科用図書を採択するため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定により、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町の各市町村教育委員会が、鳥取県中部地区教科用図書採択協議会を開催する。

本協議会の開催にあたり、下記のとおり北栄町教育委員会が選出する採択協議会委員の承認を求める。

令和6年4月30日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会委員

選出者

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志